

天然記念物「奈良のシカ」の保護管理の現状について

鹿苑におけるシカの管理に関する課題の検討にあたって、天然記念物「奈良のシカ」の保護管理についてのこれまでの経緯、施策を整理した。

1. 天然記念物指定

「奈良のシカ」は古くから「神鹿」とされ、様々な形で古文書や伝承に登場している。このシカに対して、昭和 32（1957）年 9 月 18 日、旧奈良市一円を主な生息地域として、文化財保護法による天然記念物「奈良のシカ」に地域を定めず指定がなされた。

指定基準は動物の部第 3「自然環境における特有の動物又は動物群聚」であり、指定に際して以下の解説がなされている。

古来神鹿として愛護されて来たものであって、春日神社境内、奈良公園及びその周辺に群棲する。苑地に群れ遊んで人に与える餌をもとめる様は奈良の風光のなごやかな点景をなしている。よく馴致され都市の近くでもその生態を観察することができる野生動物の群集として類の少ないものである。

出典：国指定文化財等データベース

2. 鹿害訴訟及び和解条項

昭和 54（1979）年に農業被害をめぐって農家が提起した裁判（鹿害訴訟：表 1）の和解条項として、文化庁から昭和 60（1985）年にシカの生息区域を A、B、C、D に地区区分し、保護管理を行う指導基準が示された。

表 1 鹿害訴訟の概要

訴訟	原告	被告	利害関係人	一審	控訴審
一次訴訟 (昭和 54 年)	被害農家 12 名	春日大社、 愛護会	県、市	請求認容判決 (昭和 58 年)	
二次訴訟 (昭和 56 年)	被害農家 4 名 (内 1 名は 一次訴訟原告)	春日大社、 愛護会、 国、市	県	和解 (昭和 60 年)	

一次訴訟原告
訴え取り下げ

3. 和解条項に基づく保護管理基準

鹿害訴訟（第 1 次：昭和 54（1979）年、第 2 次：昭和 56（1981）年）の原告住民と国の和解条項（昭和 60 年 2 月 28 日）と原告住民と春日大社、愛護会、奈良市の和解条項（昭和 60（1985）年 7 月 18 日）により、鹿害訴訟和解後の保護管理システムができあがり、シカの生息域を A、B、C、D 地区に地区区分し、それぞれにおける保護管理の指導基準及び捕獲に係る運用基準が示された。

4. 地区区分の見直し

鹿害訴訟の和解条項により示された地区区分及び保護管理基準にもとづき、保護管理の取り組みが行われてきたが、人身事故や交通事故、農林業被害の増加等、様々な課題が生じていた。

天然記念物「奈良のシカ」の保護をさらに強化するためには、和解条項を確実に履行できるような仕組みの構築が必要となる。このため、古来、春日大社の神鹿として保護されてきた歴史的経緯を踏まえ、第4回奈良のシカ保護管理計画検討委員会（平成28（2016）年3月）において、春日大社境内、周辺社寺、奈良公園及びその周辺に生息するシカを、天然記念物指定の趣旨に合致する保護すべき「奈良のシカ」と整理し、保護管理基準の見直しが行われた。

保護すべき「奈良のシカ」の保護強化のために、従来の地区区分（A、B、C、D地区）を「保護地区」と「管理地区」の2つの保護管理区分及びそれらの間にある「緩衝地区」に整理し、保護管理を進めることとした（表2、図1）。

「保護地区」については、保護すべき「奈良のシカ」の生息中心域を「重点保護地区：A地区」、保護すべき「奈良のシカ」の主な行動圏を「保護地区：B地区」として位置付けた。

これらの保護すべき「奈良のシカ」の分布周辺地域を「緩衝地区：C地区」として位置付けた。「緩衝地区：C地区」は「保護地区：B地区」と「管理地区：D地区」との緩衝地域となる。

「管理地区」については、保護すべき「奈良のシカ」の保護を強化するための管理を行いながら、農林業を含めた地域との共生を目指す地区として位置付けた。

この見直し結果をふまえ、D地区の鹿害阻止を最優先事項として平成29（2017）年4月に「奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画」を策定し、その後、保護地区について平成31（2019）年4月に「天然記念物「奈良のシカ」保護計画」を策定した（詳細は後の5.及び6.に記載）。

【緩衝地区（C地区）における農業被害対策について】

緩衝地区（C地区）における農業被害対策は、主に愛護会による捕獲（生捕）及び防鹿柵の設置により対応している。捕獲については、①A地区の基準に該当する捕獲、及び農作物等に対する被害を防止するための捕獲が許可されている他、②農林業被害防止のために、上記①の方法では効果を期しがたいと認められる時は、具体的状況に応じ別途検討するものとしている（表3）。

表 2 天然記念物「奈良のシカ」の保護管理区分の地区区分の位置づけ

保護管理区分		地区区分	地区区分の位置づけ
保護地区	重点保護地区	A地区	春日大社境内等、古来、春日大社の神鹿として保護されてきた歴史的経緯を踏まえた、天然記念物指定の趣旨に合致する保護すべき「奈良のシカ」(以下、保護すべき「奈良のシカ」)の、保護の中心地域。
	保護地区	B地区	春日山原始林および重点保護地区周辺の市街地等、保護すべき「奈良のシカ」の主な行動圏となる保護地域。
緩衝地区		C地区	保護すべき「奈良のシカ」の分布周辺地域。「保護地区：B地区」と「管理地区：D地区」との緩衝地区として、保護を中心としながら、農林業被害状況に応じて柔軟な対応を行う。
管理地区		D地区	保護すべき「奈良のシカ」と人との共生を目指す地域。第二種特定鳥獣管理計画により管理を行い、農林業被害防止を図るとともに、「奈良のシカ」の保護の強化に寄与する。

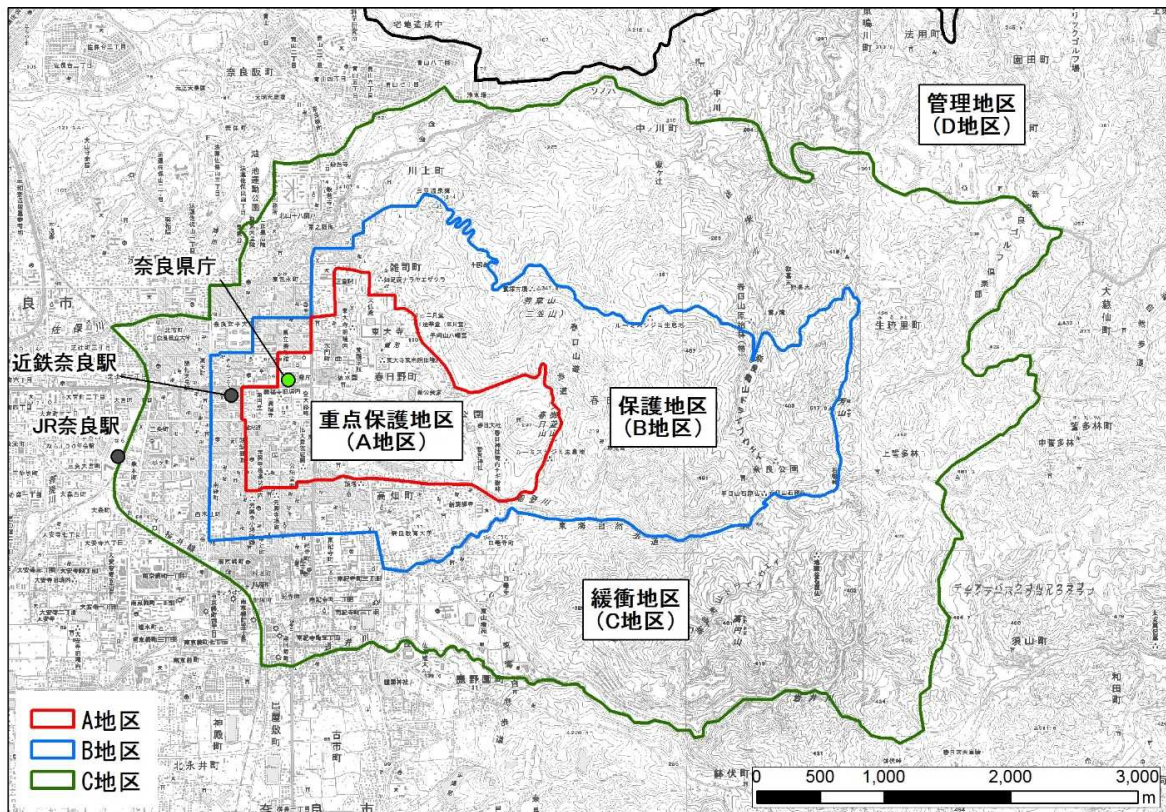


図 1 天然記念物「奈良のシカ」の保護管理区分の地区区分

表 3 天然記念物「奈良のシカ」の新たな保護管理基準

地区区分	実施する対策	保護管理基準	
		保護管理に関する項目	捕獲に関する基準
保護地区	A地区《重点保護地区》 【鹿害防止措置】 ・防鹿柵の設置	①地域内の常時巡視の強化 ②シカの生息状況等の把握 ③人身に被害を及ぼすおそれのあるシカの捕獲、収容 ④傷病シカ、出産の近いシカ、子ジカの保護のための捕獲、収容 ⑤危険防止のための角切り ⑥シカとの接し方についての普及啓発 ⑦給餌の規制 ⑧農業被害・生活被害防止のための措置(指導・啓発、防鹿柵の設置等) ⑨その他具体的状況に応じシカの保護管理及び鹿害防止のために必要な措置	①愛護会が実施する捕獲柵、麻酔銃等による生捕は許可する 1) 人身等に対する被害を防止するための捕獲 2) 傷病シカ、出産の近いシカ、子ジカの保護のための捕獲 3) 角切りのための一時的捕獲 4) その他シカの保護管理のために必要な捕獲 ②上記①以外の捕獲は原則として、許可しない
	B地区《保護地区》 【鹿害防止措置】 ・愛護会による捕獲(生捕) ・防鹿柵の設置	①地域内の随時巡視 ②人身、農産物等に被害を及ぼすおそれのあるシカの捕獲、収容 ③傷病シカ、出産の近いシカ、子ジカの保護のための捕獲、収容 ④春日山原始林の森林更新を誘導するための防鹿柵の設置 ⑤農業被害・生活被害防止のための措置(指導・啓発、防鹿柵の設置等) ⑥その他具体的状況に応じシカの保護管理及び鹿害防止のために必要な措置	①愛護会が実施する次に掲げる捕獲で、捕獲柵、麻酔銃等による生捕は、許可する。 1) A地区における①1)～4)に該当する捕獲 2) 農作物等に対する被害を防止するための捕獲 ②上記①以外の捕獲は原則として、許可しない。
緩衝地区	C地区《緩衝地区》 【鹿害防止措置】 ・愛護会による捕獲(生捕) ・防鹿柵の設置	①地域内の農地その他の被害多発地域の随時巡視 ②市民からの要請があった場合等における上記B地区の②、③に該当するシカの捕獲、収容 ③農業被害防止のための防鹿柵の設置 ④その他具体的状況に応じシカの保護管理及び鹿害防止のために必要な措置	①愛護会が実施する次に掲げる捕獲で、捕獲柵、麻酔銃等による生捕は、許可する。 1) A地区における①1)～4)に該当する捕獲 2) 農作物等に対する被害を防止するための捕獲 ②農林業被害防止のために、上記①の方法では効果を期しがたいと認められる時は、具体的状況に応じ別途検討するものとする。
管理地区	D地区《管理地区》 【鹿害防止措置】 ・第二種特定鳥獣管理計画に基づく管理	第二種特定鳥獣管理計画に基づく管理	天然記念物保護上支障を及ぼすおそれがない範囲で農林業被害防止のために、第二種特定鳥獣管理計画に基づき加害個体の捕獲を実施する。

※ 愛護会：一般財団法人奈良の鹿愛護会

5. 『奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画』の策定

第4回奈良のシカ保護管理計画検討委員会（平成28（2016）年3月）において、保護管理基準及び地区区分を見直し、「管理地区（D地区）」においては、農林業被害の軽減及び被害地域の拡大抑制を緊急課題と位置づけ、その対策として鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣法」という。）に基づく第二種特定鳥獣管理計画を策定し、「奈良のシカ」の保護管理を行う方針を示した。

これを踏まえ、平成29（2017）年4月に「奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画」が策定された。「奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画」では、全国の都道府県におけるニホンジカを対象とした第二種特定鳥獣管理計画とは異なる考え方で捕獲を行っている。具体的には、対象地域全体の生息密度を下げるのではなく、防鹿柵の設置等の非捕殺的な被害防除対策を講じても被害が軽減しない場合において、被害地及びその周辺に生息する加害個体あるいはその可能性が高い個体を捕獲し、保護地区の「奈良のシカ」の保護上支障の恐れのない範囲で、農林業被害等の軋轢低減を図っている。

本計画に基づき、被害地における防鹿柵の設置や加害個体の捕獲が進められ、これらの被害対策を実施している地域では、農業被害アンケート調査等の検証結果から被害意識の低減が確認されている。

これらの管理は順応的に進められ、令和4（2022）年4月に「奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第2次）」が策定された。

令和5年度現在、計画対象地域のうち9地区で180頭を上限に捕獲を実施している。

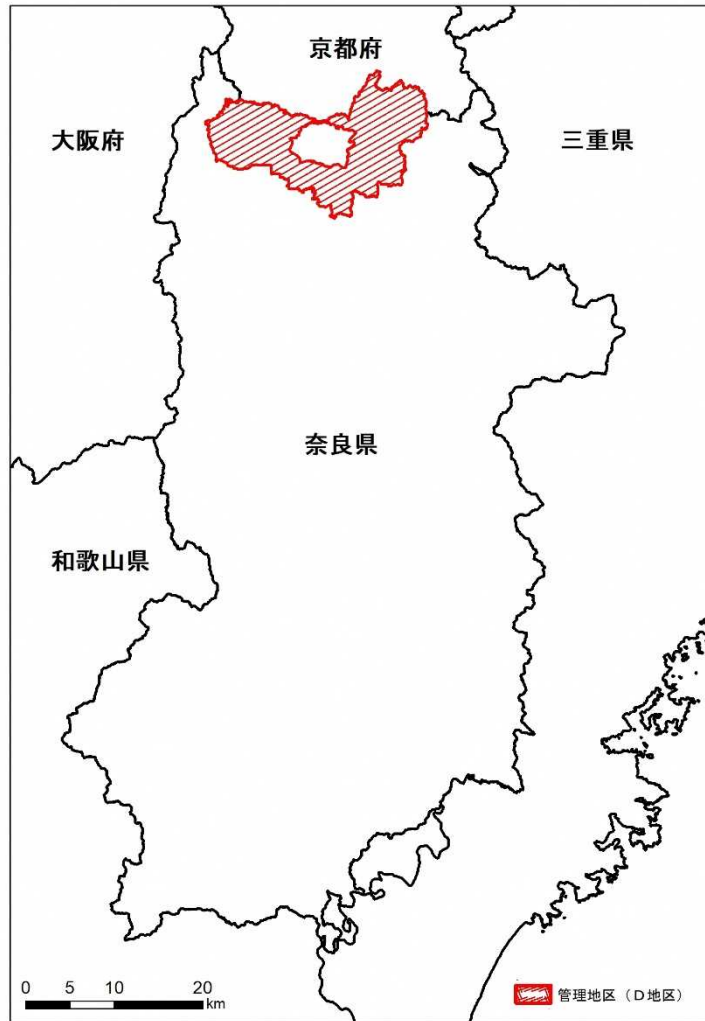


図 2 管理を行う地域

保護管理のための地区区分のD地区のうち、奈良市（平成17年4月の合併前の区域）に含まれる範囲

出典：奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第2次）

6. 『天然記念物「奈良のシカ」保護計画』の策定

天然記念物指定以後、「奈良のシカ」をとり巻く環境は、以前と大きく変わってきており、「奈良のシカ」と人との接し方に起因する人身事故、交通事故、生息環境の劣化等、「奈良のシカ」にとって快適なものとは言えなくなっており、今後も「奈良のシカ」が今までと変わらず安心して奈良公園で暮らせるようにするには、これらの課題を解決していく必要がある。

第4回奈良のシカ保護管理計画検討委員会（平成28（2016）年3月）において、保護管理基準及び地区区分を見直し、保護の核心となる保護地区においては、奈良のシカの歴史的背景、人とのふれあい等の特殊性を鑑み、「保護」に重きをおいた施策を進めるための「天然記念物「奈良のシカ」保護計画」を策定することとした。

平成31（2019）年4月に、まず、保護地区のうち、保護すべき「奈良のシカ」の保護の中心地域である重点保護地区（A地区）を主な対象として、「奈良のシカ」を取り巻く環境を改善するための方策についてまとめた「天然記念物「奈良のシカ」保護計画（暫定計画）」を策定し、保護政策を進めてきた。

具体的には、人身事故防止のための普及啓発強化（公園内パトロールの役割分担の整理、注意喚起チラシ（図3）等の配布、デジタルサイネージへの表示、公園内パトロールによる注意喚起等）を行った。また、鹿せんべい以外の給餌禁止のための普及啓発の実施（奈良公園の鹿ストップ餌やりキャンペーン）（図4）、交通事故防止対策として、シカ飛び出し防止のための簡易柵の設置（図5）等を実施した。

その後、令和4（2022）年4月に、暫定計画で対象としていた重点保護地区（A地区）に加え、保護地区（B地区）までを対象とした「天然記念物「奈良のシカ」保護計画」を策定し、「奈良のシカ」保護のあり方についてとりまとめ、引き続き保護のための施策を継続している。



図 3 「奈良のシカ」とふれあう際の注意点を示したチラシ



図 4 えさやり禁止のチラシ



図 5 試験的に設置した簡易柵（左）と横断歩道を渡るシカ（右）